

Title	直接配給の原理と其限度 (中) (社会的労働組織としての配給組織其三)
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.4 (1924. 4) ,p.517(53)- 532(68)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240401-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ことに依りて地代は、前に耕されたる土地に生ずべく、且つ利潤が下落すると正に同一の程度に於て爾かすべし。而して利潤の尠少が蓄積を抑制せざる限り、地代の騰貴と利潤の下落に對しては幾ど何等の制限なし」と。(p. 373)

新に地味劣れる、若しくは位置不便なる土地に耕耘を及ぼすことなく、たゞ既耕の地に收穫率の遞減を顧みずして更に累ねて資本を投下する場合に於ても亦た同じく利潤は下降して地代は發生又は騰貴す。「若し遠隔の新地に資本を投ずることをなさずして、小麦二百十クオタアの價值ある追加資本が既耕の第一地に投せられ、而して其收穫は同様に四割五分、即ち二百十に對する九十なりしとせば、最初の資本に對する五割の收穫は、前と同様に分割せらるべし——即ち四割三步若しくは八十六クオタアは利潤を成し、十四クオタアは地代を成すべきなり」。(未完)

直接配給の原理と其限度(中)

(社會的勞働組織としての配給組織其三)

向 井 鹿 松

九

本誌前々號に於て余は配給組織に於ける資本の意義を論じて次のやうな結論に到達した。則ち「現代資本主義社會に於ける商業資本は生産資本の延長及び變形である。商業資本なくして資本主義的生産は行はれない。而も此に要する商業資本の高は莫大の額に達する、従つて其危険も亦甚だしく大なるものである。而して此資本の高と危険は生産者一人の負擔としては餘りに大である。是れ則ち直系配給組織の存在の一理由をなすものである。故に若しかかる莫大の資本を處分することが出来、又危険を負擔し得るものは企業的意義に於ける直接配給

をなすことが出来る。而もかかる直接配給が社會經濟及び私經濟の見地から成功を收め得るには種々の制限の存するものである」と。

本論は固く「社會的勞働組織としての配給組織」である。然るに資本の見地より之を論じたのは資本及び其危険が現代配給組織の一要素である理由の外、尙直接配給が今日二様の意味に解釋せられるからであつた。則ち一つは企業的意義に於ける直接配給であつて、こは企業集中の形體を採るものである。二は經營的意義に於ける直接配給で、こは後に説明するが如く經營集中の形式を採るものである。而して第一の意義に於ける直接配給を論じた吾人は次に經營的意義に於ける直接配給を論じなければならぬ。

+

然かり而して經營的意義に於ける直接配給は社會的勞働組織としての配給組織發展の一經過であるからして、吾人は論を更に前に戻して配給組織に於ける勞働組織の發展から進むるを要する。此點に於て吾人は本誌第十七卷第十號「配給組織存在の理由に關する新説」に於て次のやうな結論に到達してゐる。則ち今日

の配給組織は交易經濟發展の結果である。換言すれば交易の量大となるに従つて、其大なる交易を擔當し得る勞働組織を造つて之に應じなければならぬ。後者は前者の發達に相應するものである。然らずんば經濟生活の發展は之を期することが出来ないものである。則ち經濟の發達尙幼稚で、交易の量大でなく、否大でないばかりでなく、極めて小であつて一人の全勞働の量にも足りない時には、此の從事する人の勞働を充分利用する爲めに他の業と共に兼ね行ふものである。兼業としての商業是である。交易の量大となり、一人の人の全勞働を充分利用し得るに至る時は、茲に商業は獨立の商業となる。更に大となりて勞働の能率の上に出づる時は、茲に交易なる仕事の量を少なくする爲めに、貨物の種類による縦斷的分裂(專業)を生ずる。更に進んで生産と消費との兩組織の逆行的發展の結果、交易の量愈々大となるに従つて、茲に横斷的分割、則ち直系配給組織を生じ之に應じたものである。此際配給組織の縦斷的分裂は分業の原則に依り、横斷的分裂は勞働協同の原則によるものであること前述せし所である。

交易經濟が發達して、凡ての經濟は交易によつて其慾望を満足せんとして、茲に

經濟社會に於ける財貨の流通は絶えて已む時なく、茲に社會的經濟現象の中心を形成するに至るものである。而して此の頻繁となれる財貨の社會的交易的任務を擔當し、其の流通を容易ならしむる所の勞働組織は單に以上の種類に止まらないのであつて、尙他に重要な一形式の殘されてゐるものがある。配給組織に於ける傍系組織則ち是である。而して此の傍系組織は歴史的發展の上より云へば他の配給勞働の組織に先だつて、最も早くより其分裂發達を見たものである。加之かの縦斷的分裂(專業化並びに横斷的分割)直系配給組織が近時其發展の極度に達し、却つて其反動的復古的發展を示しつゝあるにも拘はらず、獨り此の傍系組織の分化と發展の形勢は交易經濟社會の發達と伴ひて益々已まず、今や舊來の配給組織は此の爲めに一大革命を起さんとしつゝあるものである。然らば茲に所謂配給組織に於ける傍系組織とは何ぞ。余は左に本論に入るに先だち先づ余の解する所に從つて其意義を闡明しなければならぬ。

十一

商業を分ちて固有の商業と補助商業に分つ者のあること曩に説明した所であ

る。(一)茲に所謂補助商業とは商業補助業のことであつて、吾人の所謂傍系組織を形成するものであるけれども、配給上に於ける其意義並びに之を固有商業と區別するに際し、此間に明確なる區別の標準を示したものは少ない。只 Schär 教授は商業を先づ獨立商業 (Selbständiger Handel) と附屬商業 (Unselbständiger Handel) に分ち、而して前者は企業として獨立商人の商業則ち商人商業であるが、後者は生産者又は消費者の所有經營にかかる商業であるとした。而して更に氏は獨立商業を二つの形式に分ち、第一は商品の所有權の移轉と關聯するものであつて、商品の移動する新商業は組織全體の一關節をなすものである。然るに第二の形式は第一種の商人に對して種々の勤務を提供するものであつて例へば代理商、仲立人、仲買人、運送、銀行、保險の如き是であると説いてをる。(二)然るに氏は他の場所に於て(三)財貨の交易を司る商人に蒐集商、分配商、及び仲商の三ありとし(余の所謂直系配給組織)かかる組織を以て消防桶が數人の手を経て運搬せらるゝ事に擬してゐるのである。けれども此際所謂傍系組織に就ては仲立人、代理商は勿論仲買人に就いてすらも一言もしてゐないのを見れば氏は仲立人が何れの系統に屬す可きやに付

て明確なる區別を認め得なかつたものと思はれる。否或は Smith 教授は後に説く如く直系配給組織と傍系配給組織存在の理由の原則に何等の區別を認めず、又その發展傾向にも、其相違を認めないで、兩者を同一現象と觀察した結果、兩者の本質に嚴密なる區別を設くる必要を認めなかつた結果かもしれないのである。けれども、余は此の兩組織の分裂及び其存在の理由には本質的の相異があり、又其發展傾向にも大なる差異の存在するものありと認むるからして、左に獨立商業(直系配給組織を組成する各關節)と商業補助業(傍系配給組織を組成する各經營)との區別を述べなければならぬ。

直系組織と傍系組織との區別として獨立商業と商業補助業とを區別することは必ずしも困難なりとしない。則ち資本主義社會に於ける配給を行ふに必要な凡ての職分を併せ行ふ者(及び廣義に於ては其代表者)は獨立商業で、其一部の職分のみを行ふ者は商業補助業として傍系組織に立つものである。然らば資本主義的經濟社會に於ける配給と云ふ社會的職分を行ふには如何なる條件を必要とするかと云ふと、此點に於て余は本論の緒論たる「配給組織構成要素を論ず」(本誌第

十七卷第六號)に於て次のやうに述べた。現代社會に於ける配給職分を行ふには第一資本を必要とする。此の資本は主として設備資産と回轉資産の二種からなる。而して此等の資本は借入資本たると自己資本たるとを問はない。此爲めに(a)資本の所有と云ふ事實と、(b)資産の管理といふ職分を生じてくる。第二資本を所有、管理する者は(a)危険の負擔と云ふ事實と、(b)之を防止すると云ふ職分を併せ有するものである。第三最後に必要とするは純配給行爲で、之は營利とか、又は危険と云ふこととは全く別の問題である。従つて一般に誤解され易き商業行爲とは別個の意義に解せなければならぬのである。之には(a)觀念に關する精神的行爲と、(b)純技術的行爲とに區別すること出来るのである。

今日一つの財貨が其生産者の手を離れて、消費者の手に入る迄には以上述べた三種凡ての職分を行ふ機關の存在を必要とするものであつて、今日の生産及び消費の組織に變化なき限り、商人は決して其存在の理由を失ふものではないのである。若し社會主義者の稱ふるやうに凡ての商人の商業が不必要のものであつて、かの Kautsky の云へるやうに今日生産商人が利潤を收むる權利を有せざるこ

と、猶壁を越へて隣家の林檎を竊むる小僧の類ならんか、今日の商業萬能の時代は既に早く消失してゐたに違ひないのである。(四)既に以上の職分が社會的必要のものである以上は此の職分を行ふ爲めに必要な費用が配給費を構成し、之が財貨の上に加へられて消費者の負擔となる又當然のことと云はなければならぬ。然かり而してかかる多數の且つ煩瑣なる職分を行ふの必要に應ずるが爲めに茲に直系配給の組織を生ずること既に説明した所である。換言すればかかる大なる仕事の量は生産者と消費者の間に同種の職分を行ふ多數の人が存在するに非ざれば之を行ふことが出来ないのである。此故にかかる直接配給組織を構成する各關節(獨立商人)の數を縮少し、以て所謂經營的意義に於ける直接配給を行はんとするのは猶一人の力を以て千貫の石を動かさんとするの類なること亦説明した所である。

(一) 我國の商業書には此種の分類が甚だ多いやうに思はれるが、此區別は寧ろ商業(Handel)商業補助業(Handelshilfsgerbe)と對立した方がよいかと思はれる。獨逸では固有商業(Proprehandel)には問屋商業(Kommissionshandel)を對せしむるのが普通である。(Roscher, Nationalökonomik des Handels, S. 80) 又 Grunzel は問屋商業に固有又は自己商業(Propre

od. Eigenhandel)を對立せしめてゐる。(System des Handelspolitik, S. 13)

(二) Schär, Handelsbetriebslehre, S. 177 fg.

(三) Derschke, ibid., S. 102.

(四) Schmoller, Grundriss, 1 Teil, S. 362.

十一

然らば如何にして經營的意義に於ける直接配給が行はれるかと云ふと、唯一つの途は直系配給組織内に於ける獨立商人が行ふ可き職分の負擔を減じて他の經營をして行はしむることである。換言すれば同じく千貫の仕事を行ふにしても直系配給組織内の獨立商業と、此の組織外の經營とをして分擔して之を行はしむるにある。此際組織外にあるものは獨立商業が従來自から行つて來た配給行爲中の一部分を引き受け自ら獨立の經營として之を營み、外部より獨立商業に勤務を提供して其配給行爲を助くるものである。例へば運送業は獨立商業に代つて彼等の財貨運送行爲を引き受け、銀行は彼等に資本を貸與し、又彼等の資金の管理出納を司るが如き之である。是れ則ち此等を稱して配給組織に於ける傍系組織であると云ふ所以である。而して此等の傍系組織を構成する經營の種類大なれ

ばなるほど、獨立商業の配給上に於ける負擔は輕減せられるものであつて、それ丈直接配給の可能性は大となるものである。而して傍系組織に職分を譲り、直系組織の距離を短縮したる時は其殘存せる經營の規模は以前より大となるを普通とする。則ち經營の集中を生ずるものである。この場合には廢除したる經營の職分は傍系組織と規模擴大による殘存經營の能率の増加によつて補はれるものである。

斯の如く傍系組織に於ける商業補助業は獨立商人に代はりて配給上の職分を行ふものであるからして彼等も亦商人なりと云ふものがある。例之 Shaw 氏の如きは保險、運送、銀行等を以て眞の意味に於ける商人であると云つてゐる。(一)けれども直系組織に於ける獨立商業たる購入商、仲商、分配商、而して分配商中の卸商及び小賣商業は何れも皆以上述べた配給上に於ける總ての職分を行ふもので、少なくとも之を行ふを原則とするものである。従つて彼等の行ふ職分の間には其本質上の區別はないものである。區別なくして而も彼等が相互依頼の上下關係に立つのは勞働協同の原則によるからである。然るに傍系組織に於ける商業補

助業は以上述べた數種の配給職分中の一つのみを行ふもので、純然たる分業の原則によるものである。則ち彼等は各種の商業又は他の營業者の行ふ職分中より唯一種の職分を引き去り來たり、之を組織して一つの獨立の經營となすものである。故に只一人の商人の爲めに勤務をなすのは例外的の現象であつて、多くは凡ての經營の爲めに特種の職分を行ふものである。例之運送業が凡ての商人の運送を引受けるのみならず、尙商業外の財貨の移轉、旅客の運送を司るが如き是である。

此を以て見れば配給組織に於ける直系組織と其傍系組織は全く相異なる原則に基く勞働組織をなすものであつて、兩者は之を混同して觀察するを許さないものである。(二)此點に於て Shaw が直系配給組織に於ける商人を正規商人 (Regular Middleman) と云ひ、茲に所謂傍系組織に立つ商人を職能的商人 (Functional Middleman) と稱したのは甚だ當を得て居る區別と云はなければならぬ。(三)

(一) Shaw, Some Problems of Market Distribution, p. 77.

(二) 此點に於て Schär の議論は吾人の參同し得ない所である。彼は商業補助業を

商品の直通経過と相違ぶ *Nebenhandelt* と見た時に兩組織の區別には考を及ぼしたやうであるけれども (*ibid.*, S. 102 u. 184) 彼等兩者は共に分業の原則によるものであるとしてある (*S. III*)

(三) *Shaw, ibid.*, pp. 76.

十三

獨立商業と商業補助業との關係に就いて更に第二に注意を要するのは商業補助業則ち職能的商業の發達大にして獨立又は正規商業の行ふ職分を自から擔當行使する場合には、後者の行ふ職分は減少するからして、生産者から消費者に貨物を移轉する爲めに獨立商人が直接彼等自から行ふ仕事の量は少なくなるのである。従つて以前ほど多數の協同勞力を要しないこととなるの道理であるからして、それ丈直接配給は可能性を有するものである。けれども斯の如く生産者から消費者間に到る垂直の距離の短縮せられても、其代はりとして傍系の組織が擴大せられてゐることに注意しなければならぬのである。此故に經營的意義に於ける商業にも決して配給職分の廢除はあり得ないのであつて、何人か之を擔當しなければならぬものである。而してかかる職分を代はりて行ふ經營あつて初め

て此意味に於ける直接配給も可能となるものである。(二)

第三、既に何人か配給上の職分を行はなければならぬ以上は、此職分を行ふ爲めには必ずや一定の費用を必要とするものである。此故に經營的意義に於ける直接配給も(後に述ぶる理由を別とすれば)唯それ丈の理由で無條件に配給費の低下を見るものではないのである。若し配給費の低下を見たとすればそれは配給距離の短縮其物より生じたのではなくして後に述べる別個の理由に基因すると見ることが至當であらう。例へば、從來商人を経て卵を販賣してゐた郊外の養鶏家が直接消費者に販賣するには自ら販賣人を雇入れて各戸に就いて販賣するか、(經營の擴張)或は廣告によつて消費者を求むるか(傍系組織)何れかしなければならぬ。後者の場合には消費者は自から時間を費やして生産者に行くか、又は他の何等かの方法で之を取り寄せなければならぬからして、費用を必要とする點に於て毫も異なる處はないのである。

同一の理由によつて生産者又は卸商が傍系組織にある經營を利用して配給上の職分を行はしむる場合には、假令從來の如く卸商又は小賣商を利用して、卸商

又は小賣商は最早從來と同じき職分を行ふ必要がないからして、前と同一の報酬を請求することは出来ないものである。例之生産者又は卸商が大に廣告して自から社會の需要を喚起する場合には卸商又は小賣商は特に其商品の爲めに需要喚起の職分を行ふを必要としないのである。従つて此の需要喚起の費用は廣告費として仕拂ふもので、商人に與ふ可きものでないのである。然るにも拘はらず若し商人が生産者又は卸商に對して以前と同一の割引を要求する場合には、彼は其行はざる職分に對して報酬を要求するものである。而して若しかかる要求を許すに於ては消費者は二重の負擔を受けるの不合理を生ずるのである。従つて斯の如く獨立商人の行ひたる一職分を他に移した場合には商人は従前に比し不利の地位に立つけれども、傍系組織の行ふ需要喚起職分が、より有力なる効果を擧ぐる場合には、商人の資本の回轉高は大となるからして、之によつて其不利を補ひ得るものである。(二)

第四、此故に獨立商人が配給上の職分を行ふも、又は商業補助商が之を行ふも、之に要する費用は今日の社會が必ず負擔しなければならぬものであつて、之を避くるの道はないのである。只問題は如何なる方法によれば此の社會的費用を最も低下ならしむることが出来るかと云ふことである。然かり而して一般的に論ずるならば獨商業の職分を商業補助業が行ふ場合には原則として低下せらるゝことはこれ分業の法則によつて容易に推斷することが出来るのである。此點こそはこれ勞働協同の原則による直接配給の組織と、分業の原則による傍系組織とに重大なる相違の生ずる所以である。今假りに例を投機商人の場合に就いて見るに、此際、投機商人は物質の配給は全然之を行はず、只危険の負擔をする丈である。彼等は只代價變動の一點のみを考察するものである。従つて分業の理により一般商人よりも其判斷正確である。故に現物市場の配給商人は、然らずんば自から當然負擔す可き配給上の危険を此等投機商人に轉嫁することが出来るのである。従つてそれ丈配給費中に於ける危険の保険料は低下せられ爲めに配給費も軽減せられるものである。例之米國に尙穀物に對する組織的市場の發達しなかつた時代には配給上に於ける代價變動の危険を防止するの道がなかつた。その爲めに小麥の生産者と消費者との間に於ける代價は一ブッセルに付いて五仙乃至十

仙の開きを示してゐたのであるが、後投機市場が発達して、現物商人が最早代價變動の危険を利益の中に見積る必要がなくなつて以來、此の開きは一仙如何に下り、殆んど危険に對する保険料はなくなつたのである。(三)

第五に注意を要するのは傍系組織に委せられる職分は原則として技術的、物質的のものである。而して彼等は獨立商業の求めに應じて勤務を提供するを普通とするのである。(四)然るに之に反して主要なる商業職分の獨立商業より離れて傍系に立つ場合には商業は本來の商業的色彩を失ふこと後述する通りである。以下余はかかる特色を有する傍系組織發展の經過を簡單に叙述し、特に最近に於ける其發展が直系配給組織の上に及ぼしつゝある顯著なる改造を論じ、或は來る可き新社會に於ける配給組織の變化を暗示して本論を結ばんとする。

(一) Schär, *ibid.*, S. 197, u. 214.

(二) Shaw, *ibid.*, pp. 83-4.

(三) Emery, *Speculation*, p. 165.

(四) Schär, *ibid.*, S. 184.

グラッカス兄弟(下)

(續「羅馬の社會闘争及び社會思想」)

高橋 誠 一 郎

十二

ケーヤス・グラッカスは貧民階級の休戚極めて大なる以上の諸方策に加ふるに既に時勢遅れと爲れる現行憲法の峻嚴を緩和し、更らに時勢に適合せる原則の施行を希望する一般的傾向に迎合する一列の命令を以てした。兵制の改革は正さに之れに屬するものである。古法は兵役期間の長さに關しては、唯だ如何なる市民と雖も未だ其の十六歳を終らざる者若しくは既に其の四十六歳を經過せる者は普通の野外勤務に従事するの義務なきを規定するのみであつた。西班牙占領の結果として兵役が永久的と爲るに至つた時、六ヶ年間繼續して戰場に在りし者は總べて是れに由つて先づ解任せらるるの權利を取得す可きことが初めて正式に